

最低制限価格（低入札価格調査）制度の改正について

令和4年5月1日

令和4年5月1日以降に公告する案件から、「工事」の最低制限価格及び低入札価格調査基準額を求める計算式について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠した次の計算式に改正することとしたので、お知らせします。（色付き部分）が改正箇所

「柏市上下水道局契約事務取扱要領」別表4（工事に係る最低制限価格及び低入札調査の基準となる額）

最低制限価格及び低入札価格調査基準額の算出（計算式）	上限額	下限額
<p>以下の①から④までの合計額とする。ただし、②から④を諸経費として一括計上する場合は、①と⑤の合計額とする。なお、①から⑤の項目名は予定価格の内訳を指す。</p> <p>①直接工事費に100分の97を乗じて得た額 ②共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 ③現場管理費に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費に100分の68.55を乗じて得た額 ⑤諸経費に100分の45を乗じて得た額</p>	<p>予定価格に100分の92を乗じて得た額</p>	<p>予定価格に100分の75を乗じて得た額</p>
<p>※1 上述の予定価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額並びに上限額及び下限額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p> <p>※3 上述の計算式における合計額が、上限額を超える場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を、最低制限価格又は低入札価格調査基準額とする。</p>		

「柏市上下水道局契約事務取扱要領」別表5（工事に係る低入札価格調査において失格となる基準額）
※失格基準額については、改正はありません

低入札価格調査失格基準額の算出（計算式）
<p>以下の①から④までの合計額とする。ただし、②から④を諸経費として一括計上する場合は、①と⑤の合計額とする。なお、①から⑤の項目名は予定価格の内訳を指す。</p> <p>①直接工事費に100分の75を乗じて得た額 ②共通仮設費に100分の70を乗じて得た額 ③現場管理費に100分の70を乗じて得た額 ④一般管理費に100分の30を乗じて得た額 ⑤諸経費に100分の45を乗じて得た額</p>
<p>※1 上述の予定価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p>